

令和7年8月29日  
水 道 局

## 電子契約の実施組織の拡大について

東京都では、事業者の利便性向上と業務負担の軽減を図るとともに、都の事務の効率化、簡素化を実現するため、電子契約を実施しています。

水道局におきましても、令和7年1月6日（月）から電子契約を実施いたしました。

このたび、令和7年10月1日（水）以後に公告等が行われる契約案件から、電子契約の実施組織を拡大いたしますので、お知らせいたします。

また、今後も引き続き、対象業種・営業種目を段階的に拡大していきます。

### 1 実施時期

令和7年10月1日（水）以後に公告等が行われる契約案件から

### 2 実施組織

〈新規導入〉 水道局の事業所

（給水管理事務所/水源管理事務所/支所/浄水管理事務所/建設事務所 等）

〈 継 続 〉 水道局経理部契約課 ・ 水道局多摩水道改革推進本部

### 3 対象業種・営業種目

別紙のとおり

※一部対象外がありますので、併せて御確認ください。

#### 【電子契約の利用方法等】

東京都電子調達システム「電子契約サービスの導入について」

（ <https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku/denshikeiyaku/index.html> ）

に掲載している事業者向けマニュアルを御覧ください。

#### 【問合せ先】

水道局経理部契約課(契約調整担当)

直通 03-5320-6402

# 電子契約の実施組織及び対象業種等について【水道局】

令和7年10月1日（水）以後に公告等が行われる以下の契約案件から、電子契約の実施組織を拡大いたします。

区分		実施組織	対象業種・営業種目
工事等	継	水道局 経理部 契約課	全業種（工事・設計等委託）
	続	水道局 多摩水道改革推進本部	工事7業種 01 道路舗装工事 02 橋りょう工事 03 河川工事 04 水道施設工事 05 下水道施設工事 06 一般土木工事 07 建築工事
	新規導入	水道局の事業所 (給水管理事務所/ 水源管理事務所/支所/ 浄水管理事務所/建設事務所等)	
物品買入れ等	継	水道局 経理部 契約課	全営業種目（物品・委託等）
	続	水道局 多摩水道改革推進本部	物品買入れ（001～099） ※委託等（101～201）を除く
	新規導入	水道局の事業所 (給水管理事務所/ 水源管理事務所/支所/ 浄水管理事務所/建設事務所等)	

留意事項

- 以下については対象外となりますので、御留意ください。
- 契約書鑑、約款及び仕様書等添付文書を含めた契約書一式のデータ容量が50MBを超える案件
  - 契約変更手続
  - 請書により行うもの
  - 1つの契約案件において契約相手が複数存在しているもの